

フローチャート（〔主任〕の更新）



・〔主任〕研修…〔主任〕介護支援専門員研修
・〔主任更新〕研修…〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修

介護支援専門員としての登録地は
京都府ですか？

（証に登録都道府県が記載されています。）

登録を行っている都道府県に「特例措置」や「受講地変更」の手続きについて確認してください。

〔主任〕研修を受講された都道府県は関係ありません。京都府登録の方は、原則、京都府での受講になります。

介護支援専門員証（以下、「証」という）に記載の有効期間満了日が

令和3年3月31日以前

証が失効しています。「再研修」を受講してください。主任の資格については、証が再交付されてから相談してください。

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

令和4年4月1日以降

主任介護支援専門員の更新を希望しますか？

初めての更新である

2回目の更新である

主任の有効期間満了日以降は主任の資格は失効します。

主任の資格が失効した場合でも、〔主任〕研修を再度受講することで、主任の資格をとることができます。

〔主任〕研修を修了したのは

平成27年度以前
（～平成28年3月31日）

平成28年度以降
（平成28年4月1日～）

主任の有効期間満了日を
経過しています。
主任の資格は失効しています。

本来（特例措置適用前）の〔主任〕の有効期間満了日が、

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

令和4年4月1日から
令和7年3月31日まで
（※）

令和7年4月1日
以降

詳細を確認させていただきますので
お手元に証をご用意のうえ個別に
お問い合わせください。

令和5年度（今年度）に受講

有効期間満了のおおむね2年
以内（満了日以前）に受講して
更新することができます。

（※）「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の変更について」（令和3年3月11日付け3高第295号）及び「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の対象者の拡充について」（令和4年3月16日付け4高第240号）における特例措置の対象者（特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。）

〔主任更新〕研修受講による証の更新手続きに関する注意事項

- ◎ 証の有効期間満了日まで「〔主任更新〕研修」を修了することで、証の有効期間の更新手続きができます。
- ◎ 〔主任更新〕研修を修了したあと、
 - ・「主任」の有効期間は、研修修了証書が交付された時点で更新となるため、手続きは不要です。
 - ・「証」の有効期間を更新する場合は、別途更新手続きが必要です。更新手続きをせず、証の有効期間満了日を経過した場合は、主任の資格も失効しますので、ご注意ください。
- ◎ 有効期間に関する詳細は京都府健康福祉部高齢者支援課介護計画・企画係（TEL：075-414-4578）にお問い合わせください。